

## 静岡県教育委員会訓令甲第2号

本 庁  
各教育事務所  
各教育機関  
各県立学校

静岡県教育委員会処務規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

様式第1号、様式第2号及び様式第5号中「㊟」を削る。

様式第7号中「本人印」を「本人確認」に改める。

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号及び様式第10号中「本人印」を「本人確認」に、「記入又は押印する」を「記入する」に改める。

様式第11号中「㊟」を削り、「請求者印」を「請求者確認」に改める。

様式第12号、様式第14号、様式第15号、様式第17号、様式第18号、様式第21号及び様式第22号中「㊟」を削る。

様式第23号中「職氏名 ㊟」の後に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

### 附 則

- 1 この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県教育委員会処務規程（以下「旧訓令甲」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県教育委員会処務規程の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令甲の施行の際現に旧訓令甲の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。